平成２２年（フ）第１９３４号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲715番地７ボヌールＢ104号
債務者　津野田　涼
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９３５号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲715番地７ボヌールＢ104号
債務者　津野田千加代
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９５３号
福岡市博多区吉塚２丁目20番３―613号
債務者　今村　秀行
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９５４号
福岡市博多区吉塚２丁目20番３―613号
債務者　今村麻意子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２０１号
福岡県大野城市山田２丁目16番１―501号
県営山田団地
債務者　門司　孝夫
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２１１号
福岡市西区野方３丁目30番４―101号
債務者　吉山　京子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２５５号
福岡市早良区室住団地79番403号
債務者　高岡　竹美
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２５６号
福岡市早良区室住団地79番403号
債務者　高岡由美子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２５７号
福岡県大野城市乙金１丁目14番４号
債務者　藤木　祐子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２８５号
福岡市博多区吉塚４丁目８番36―307号
債務者　山崎喜代子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９５７号
仙台市宮城野区福田町２丁目９番16―３号
ラ・グラシューズ201
債務者　細川　淳一
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２２１号
仙台市青葉区小松島２丁目19番１号
債務者　平塚　義信
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２６２号
仙台市太白区茂庭台４丁目３番５―802号
債務者　大塚　富子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２６５号
仙台市太白区八木山南３丁目８番地の12　アパートメントハウス八木山105、従前の住所　仙台市太白区東中田２丁目７番30―304号
債務者　冨樫とき子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２７０号
仙台市太白区長町南３丁目８番６号　ｌｉｔｔｌｅｔｒｅｅ101
債務者　矢舘　明仁
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５３２号
茨城県水戸市千波町460番地の２
債務者　小林　秀文
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５３３号
茨城県水戸市千波町460番地の２
債務者　小林富二子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５５４号
茨城県ひたちなか市大字稲田1096番地65ディオコート松本Ｄ棟103号
債務者　小沼　真一
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　水戸地方裁判所